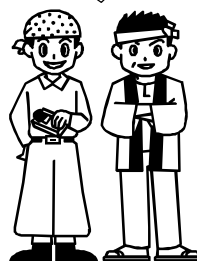
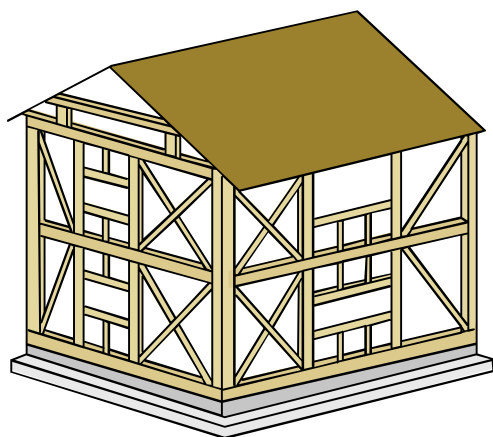


住宅何でも相談

～住まいのことなら何でもご相談下さい！～

新築やリフォーム、水道・電気・ガス、ガーデニング等
住まいのことでお困りのことはありませんか？

安心して信頼できる地元の業者を皆様にご紹介しております。地元業者のネットワーク
です。新築・リフォームから小さな工事までお気軽にご相談下さい！



<相談内容>

新築・増改築・耐震補強・バリアフリー工事・左官工事・屋根工事・電気工事・管工事・板金工事・ガラス工事・塗装工事・防水工事・内装工事・造園工事・建具工事・外構工事(フェンス・門柱など)・消防施設工事・建築設計・測量など、工事を伴うことについて

<お申込みの流れ>

お申込み
(商工会議所へ)

商工会議所より登録された
お近くの業者をご紹介します。

ご相談・
お見積り・工事施工等

裏面に、Q & Aと申込書がありますので、そちらもご覧下さい。
お申込みは、裏面の申込書にご記入の上 FAX 頂くか、電話またはメールにてお申込み下さい。

お申込み先：鎌倉商工会議所 〒248-0012 鎌倉市御成町 17-29

電話：0467(23)2561 FAX：0467(25)0900

メール info@kamakura-cci.or.jp 担当：安斉

受付時間：月曜日から金曜日の午前9時～午後5時迄(正午より午後1時・祝祭日はお休みです)

Q. なぜ商工会議所が「住宅何でも相談」を実施するのですか？

A. 今回の「住宅何でも相談」事業は、最近、良く耳にする「住宅の手入れをしてもらったが、法外な代金を請求された」とか、「不完全な仕事のまま終わってしまった」など、いわゆる悪質な業者からの被害をなくし、市民の皆さんの安全・安心な暮らしの確保を図ることを目的にしています。

また困ったときなどの相談相手として地元業者をもっと知って頂くことこそが、鎌倉商工会議所が基本理念とする「ホスピタリティ（心のこもったおもてなし）」につながるものと考え、実施するものです。

Q. 相談料や紹介手数料はかかりますか？

A. 相談料や紹介手数料は不要です。

この事業では、商工会議所の建設部会に登録された会員事業所で、事業の趣旨に賛同された地元の事業所を商工会議所が紹介し、その事業所が誠意と責任をもってご相談に応じますので、どなたでも安心してご利用ください。

Q. 法律上の相談や建築に関するトラブルについての相談はできますか？

A. 法律上に関する相談などについては、鎌倉市役所で行っておりますので、そちらにお問い合わせ下さい。

鎌倉市役所 ☎ 0 4 6 7 (2 3) 3 0 0 0 (代表)

(相談窓口)

法律相談・……市民相談課 (内線 2 5 0 3、2 5 0 4)

建築紛争相談・……市民相談課 (内線 2 6 6 0)

耐震診断相談・……建築指導課 (内線 2 5 2 8)

「住宅何でも相談」申込書

No. _____

Fax: 0 4 6 7 (2 5) 0 9 0 0

お 名 前		TEL (携帯可)					
ご 住 所							
ご相談の内容 (具体的に)	新築	増改築	耐震補強	バリアフリー工事	左官工事	屋根工事	
	電気工事	管工事	板金工事	ガラス工事	塗装工事	防水工事	外構工事
	内装工事	造園工事	建具工事	消防施設工事	建築設計	測量	その他